

入院費用の概算

医療療養型施設（1西・2西・3西・3南医・4東病棟）

患者様の状態により入院料が1～3に区分され、その区分毎に入院費及び住居費・食費の負担金額が決定します。

31日間入院された場合の自己負担金額

		保険一部負担金	居住費		食費(※)		合計
後期高齢者・高齢受給者1割または2割		上限 57,600円 (多数該当 上限44,400円)	入院基本料 医療区分1・2・3	(370円) 11,470円	(460円) 42,780円		111,850円 (98,650円)
上記で現役並み所得者3割所	Ⅲ	上限252,600円+(医療費-842,000円)×1%=A (多数該当 上限140,100円)	医療区分1・2・3	(370円) 11,470円	(460円) 42,780円		A+54,250円 (194,350円)
	Ⅱ	上限167,400円+(医療費-558,000円)×1%=A (多数該当 上限93,000円)					A+54,250円 (147,250円)
	Ⅰ	上限80,100円+(医療費-267,000円)×1%=A (多数該当 上限44,400円)					A+54,250円 (98,650円)
限度額減額認定者	低所得Ⅱ (Ⅱ長)	上限 24,600円	医療区分1・2・3	(370円) 11,470円	入院90日以内(210円)	19,530円	55,600円
					入院90日超(160円)	14,880円	50,950円
					(210円)	19,530円	55,600円
	低所得Ⅰ	上限 15,000円	医療区分1・2・3	(370円) 11,470円	(100円)	9,300円	35,770円
					(130円)	12,090円	38,560円

- ・現役並み所得者 - 標準報酬月額28万円以上の方か課税所得145万円以上の方が該当します。
- ・低所得者Ⅱ - 世帯員全員が市町村民税非課税者
- ・低所得者Ⅰ - 低所得者Ⅱの条件に加えて所得が一定基準額以下の世帯

※食事標準負担額について

指定難病患者の対象者は1食当たり260円、限度額減額認定者の方で、境界層該当の方は1食あたり100円となります。

*詳しいことは各市町村の窓口にお尋ねください。その他の医療受給者証をお持ちの方は受付窓口までご提示下さい。

		入院費	65歳未満の方は居住費の負担はありません		食費		合計
健康保険負担者 3割		医療費(※注)×30% ※注 治療内容により異なります。					医療費×30%+42,780円
限度額減額認定者(※1)	①区分ア	252,600+(医療費-842,000円)×1%=ア (※2多数該当上限140,100円)	①健保:標準報酬月額83万円以上 ①国保:年間所得901万円超の方		1食 (460円) 42,780円		ア + 42,780円 (182,880円)
	②区分イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%=イ (多数該当上限93,000円)	②健保:標準報酬月額53～82万円の方 ②国保:年間所得600万円～901万円以下の方				イ + 42,780円 (135,780円)
	③区分ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%=ウ (多数該当上限44,400円)	③健保:標準報酬月額28～52万円の方 ③国保:年間所得210万円～600万円以下の方				ウ + 42,780円 (87,180円)
	④区分エ	57,600円 (多数該当上限44,400円)	④健保:標準報酬月額28万円未満の方 ④国保:年間所得210万円以下の方				100,380円 (87,180円)
	⑤区分オ	35,400円 (多数該当上限24,600円)	医療区分1 ※65歳以上	(370円) 11,470円		(210円) 19,530円	66,400円(55,600円)
		医療区分2・3 ※65歳以上	入院90日以下(210円) 19,530円 超(160円) 14,880円		66,400円(55,600円) 61,750円(50,950円)		

※1 事前に各市町村又は保険者へ申請を行い「限度額減額認定証」を交付された方

※2 多数該当とは直近1年間に
おいて4回目以降の自己負担限度額です

回復期リハビリテーション病棟（3南病棟）・障害者施設等一般病棟（3東病棟）

31日間入院された場合の自己負担金額

		保険一部負担金	居住費 ※3南回復期病棟	食費(※)		合計 () は多数該当	
後期高齢者・高齢受給者1割または2割		上限 57,600円 (多数該当 上限 44,400円)	1日 (370円) 11,470円	1食 (460円)	42,780円	3南回復期病棟 111,850円 (98,650円)	3東病棟 100,380円 (87,180円)
上記で現役並み所得者3割未満	Ⅲ	上限252,600円+(医療費-842,000円)×1%= A (多数該当 上限140,100円)	1日 (370円) 11,470円	1食 (460円)	42,780円	A + 54,250円 (194,350円)	A + 42,780円 (182,880円)
	Ⅱ	上限167,400円+(医療費-558,000円)×1%= A (多数該当 上限93,000円)				A + 54,250円 (147,250円)	A + 42,780円 (135,780円)
	Ⅰ	上限80,100円+(医療費-267,000円)×1%= A (多数該当 上限44,400円)				A + 54,250円 (198,650円)	A + 42,780円 (87,180円)
限度額認定者負担	低所得Ⅱ (Ⅱ長)	上限 24,600円	1日 (370円) 11,470円	入院90日以内 (210円)	19,530円	55,600円	44,130円
				入院90日超 (160円)	14,880円	50,950円	39,480円
	低所得Ⅰ	上限 15,000円	1日 (370円) 11,470円	(100円)	9,300円	35,770円	24,300円

- ・現役並み所得者 - 標準報酬月額28万円以上の方か課税所得145万円以上の方等が該当します。
- ・低所得者Ⅱ - 世帯員全員が市町村民税非課税者
- ・低所得者Ⅰ - 低所得者Ⅱの条件に加えて所得が一定基準額以下の世帯

※食事標準負担額について

指定難病患者の対象者は1食当たり260円、限度額減額認定者の方で、境界層該当の方は1食あたり100円となります。

*詳しいことは各市町村の窓口にお尋ねください。その他の医療受給者証をお持ちの方は受付窓口までご提示下さい。

		保険一部負担金	居住費 ※3南医療病棟	食費		合計 () は多数該当	
健康保険 3割		医療費(※注)×30% ※注 治療内容により異なります。				医療費×30% + 42,780円	
限度額負担認定者(※3)	区分ア	252,600+(医療費-842,000円)×1%= ア		1食 (460円)	42,780円	ア + 42,780円	
		(多数該当 上限140,100円)				(182,880円)	
	区分イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%= =イ				イ + 42,780円	
		(多数該当 上限93,000円)				(135,780円)	
	区分ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%= =ウ				ウ + 42,780円	
		(多数該当 上限44,400円)				(87,180円)	
区分エ	57,600円	100,380円					
	(多数該当 上限44,400円)	(87,180円)					
区分オ	上限 35,400円	1日 (370円) 11,470円 ※65歳以上の方のみ	入院90日以内 (210円)	19,530円	3南病棟 66,400円 3東病棟 54,930円	3南病棟 (55,600円) 3東病棟 (44,130円)	
	(多数該当 上限 24,600円)		入院90日超 (160円)	14,880円	3南病棟 61,750円 3東病棟 50,280円	3南病棟 (50,950円) 3東病棟 (39,480円)	

※2 高額療養費の自己負担限度額は年齢及び所得状況により設定されています。(詳細な所得区分は左ページ参照)

その他の費用（税込み）①

◎ 有料部屋ご利用の場合は居住費とは別に室料として以下の費用が必要です。

準個室(4人) (廊下側)	2,200円/日	2,750円/日	一般個室	7,700円/日
(窓側)	2,750円/日	3,300円/日	一般個室	8,800円/日
準個室(2人) (風呂側)	3,850円/日		一般個室	9,900円/日
(キッチン側)	6,600円/日			
準個室(4人) (廊下側)	4,400円/日		一般個室	13,200円/日
(窓側)	4,950円/日		特別個室	33,000円/日
準個室(2人) (廊下側)	3,850円/日			
(窓側)	4,400円/日			

◎ 当院のオムツをご使用の場合は以下の費用が必要です。

尿取りパット交換毎に198円、リハビリパンツ交換時は別途231円・紙オムツは145円です。

◎ 食事用エプロンをご使用される場合には使用毎に洗濯代として33円必要です。

その他の費用（税込み）②

★病衣類 Aセットとタオル・日用品 Bセット 1日760円が必要です。(31日で23,560円)

セット内容：病衣、バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、マグカップ、蓋付きマグカップ、ボックスティッシュ、歯ブラシ

★病衣類 Aセットとタオル・日用品 Cセット (絶食・口腔ケア患者様用) 1日890円が必要です。(31日で27,590円)

セット内容：病衣、バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、マグカップ、蓋付きマグカップ、ボックスティッシュ、歯ブラシ、舌ブラシ、口腔ケアウエット

※★印は、どちらか一方のみの利用となります。

◎洗濯を依頼される場合は別途料金が必要です。(洗濯物の種類と枚数で1か月毎に計算します。)

トレーナー上297円、トレーナー下231円、パジャマ上176円、パジャマ下176円、パンツ88円、シャツ(肌着)121円、ズボン下121円、靴下(足袋・手袋・サーター)55円

腹巻・腰巻・命綱・腹帯165円、タオル中33円、タオル小22円、バスタオル121円、タオルケット・セーター・ヒザカケ・チョッキ・ベスト・カーディガン330円、枕カバー44円

Tシャツ・ブラウス165円、シーツ・毛布カバー165円、毛布550円、座布団(小)165円、座布団(大) 330円

◎テレビレンタル料 165円/日・・・無料部屋で希望者のみ

◎冷蔵庫レンタル料 110円/日・・・無料部屋で希望者のみ